

坂城町国土強靱化地域計画

令和4年（2022年）3月

長野県坂城町



目次

I	計画の基本的事項	1
I-1	計画策定の趣旨	1
I-2	国土強靱化地域計画とは	3
I-3	計画期間	4
I-4	計画策定のフロー	5
II	基本的な考え方	6
II-1	地域特性	6
II-2	過去の自然災害	8
II-3	基本目標	13
II-4	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	14
III	取り組むべき事項	15
	基本目標1 人命の保護が最大限図られること	15
	基本目標2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること	25
	基本目標3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保すること	31
	基本目標4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること	34
	基本目標5 流通・経済活動を停滞させないこと	37
	基本目標6 二次的な被害を発生させないこと	39
	基本目標7 被災した方々の日常の生活が迅速に戻ることに	45
IV	計画の推進	49
IV-1	計画の推進に向けて	49
IV-2	計画の評価・見直し	51

I 計画の基本的事項

I - 1 計画策定の趣旨

国では東日本大震災の教訓を踏まえ、事前防災および減災その他迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施するため、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を公布・施行、平成 26 年 6 月には国土強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」を策定（平成 30 年 12 月改定）し、強靱な国づくりを進めています。

県でも、国の計画を踏まえ、平成 28 年 3 月に「長野県強靱化計画」を、さらに平成 30 年には、「第 2 期長野県強靱化計画」（以下「県計画」という。）を策定し、地域防災力の充実などを柱とした強靱化に向けた取組みを進めています。

本町は、これまで千曲川の氾濫などはあったものの、他地域と比べ大規模災害の経験が少ない、比較的 안전한地域となっています。しかし、近年では地球温暖化に起因する風水害被害の多発化や甚大化、大規模地震の発生確率の上昇など、自然災害の発生の危険性が高まっています。

また、人口減少や少子高齢化、社会全体でのデジタル変革の進行など、本町をとりまく社会状況も大きく変化しています。

今後、大規模な自然災害等が発生しても町民の生命と財産を守り、迅速に回復する「強さ」と「しなやかさ」を持った災害に強いまちづくりを、SDGs の理念や目標を踏まえた取組みにより進め、持続可能な社会を実現するための総合的な指針となる「坂城町国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

■SDGs（持続可能な開発目標）の推進

わが国では「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を定め、持続可能な社会づくりの模範として、日本の「SDGsモデル」を世界に発信していくことをビジョンに掲げています。その中で、地方自治体には各種計画や戦略方針にSDGsの要素を最大限反映するなどSDGsの推進に向けた取組みが期待されており、町においても、SDGsの達成に寄与するため、SDGsの理念や目標を踏まえた取組みを進める必要があります。



SDGs 17の目標の詳細

目標 1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる目標

目標 2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する目標

目標 3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する目標

目標 4. すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する目標

目標 5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う目標

目標 6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する目標

目標 7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する目標

目標 8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する目標

目標 9. 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る目標

目標 10. 各国内及び各国間の不平等を是正する目標

目標 11. 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する目標

目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する目標

目標 13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる目標

目標 14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する目標

目標 15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する目標

目標 16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する目標

目標 17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

出典：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）作成による仮訳を基に外務省が編集）

I - 2 国土強靱化地域計画とは

(1) 計画の目的及び対象

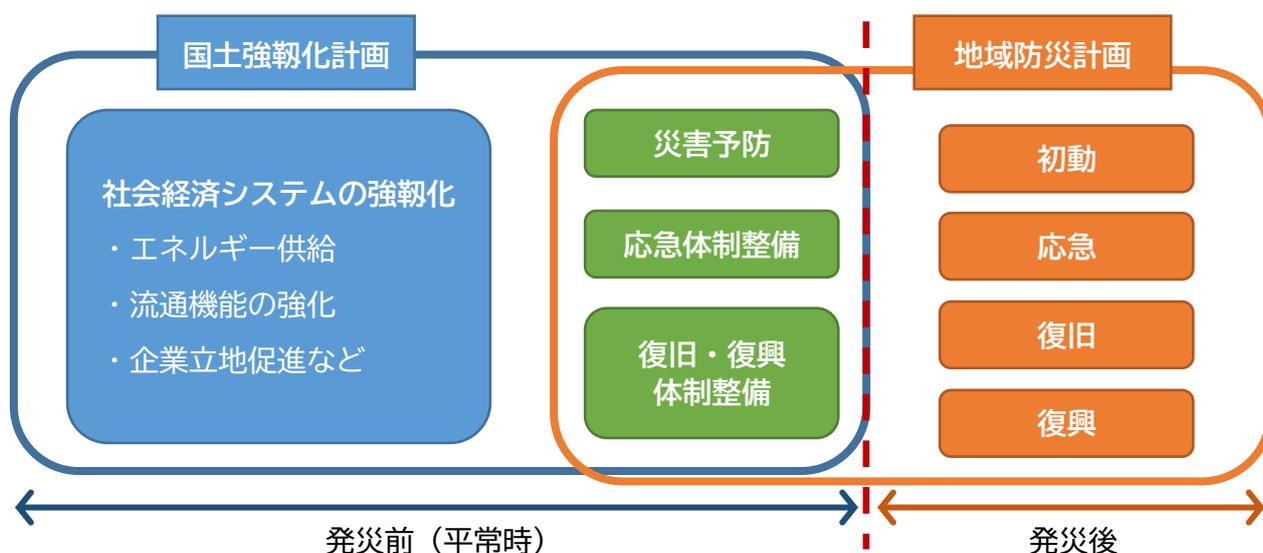
国土強靱化とは、大規模自然災害等の発生に対し、事前の防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を、総合的・計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進するものです。

国土強靱化地域計画とは、どのような大規模自然災害が起こっても、人命を守り、経済社会への被害が致命的にならず、迅速に回復する「強さとしなやかさ」を持った地域を平時から構築していくための計画であり、行政全般に関わる既存の計画に対しても基本的な指針となるものです。

■国土強靱化計画と地域防災計画の違い■

区分	国土強靱化計画	地域防災計画
検討対象	地域で想定される自然災害全般	災害種類ごと
主な対象時期	発災前（平常時）	発災前・発災時・発災後
施策の設定方法	脆弱性評価・リスクシナリオに合わせた施策	—
施策の重点化	あり	なし
根拠法	国土強靱化基本法	災害対策基本法

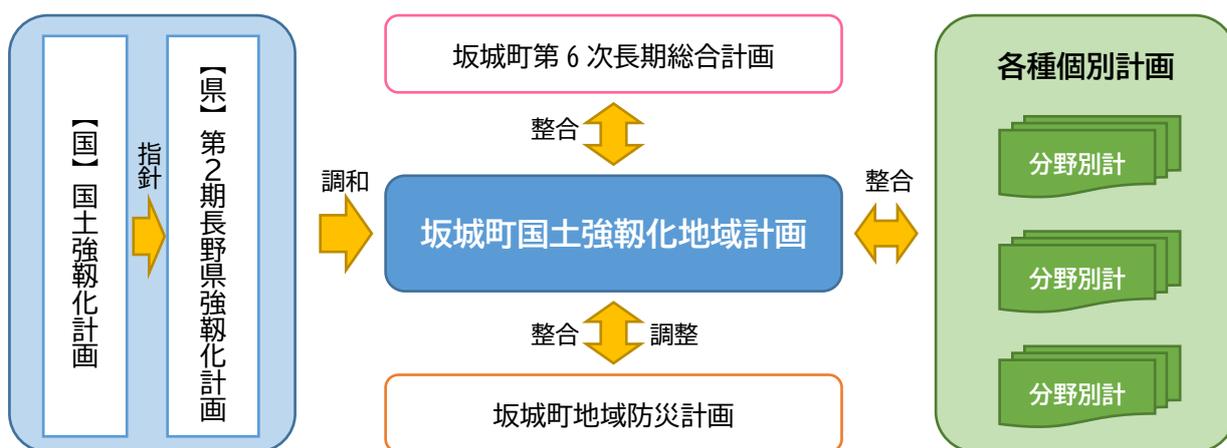
■国土強靱化計画と地域防災計画の守備範囲■



(2) 計画の位置づけ

本計画は国土強靱化基本法第 13 条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、国の「国土強靱化基本計画」、「第 2 期長野県強靱化計画」との調和を図りつつ、町政の基本的な指針である「坂城町長期総合計画」とも整合させることで、本町の国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として位置づけます。

■坂城町国土強靱化地域計画の位置づけ■



I - 3 計画期間

計画期間は、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間とします。
ただし、状況に応じて適宜見直しを行うものとします。

I - 4 計画策定のフロー

強靱化の施策を総合的・効果的・効率的に検討するため、以下の7つのステップに基づいて計画を策定します。

■計画策定の手順■



Ⅱ 基本的な考え方

Ⅱ－1 地域特性

(1) 自然条件

①地勢

本町は、本州のほぼ中央、長野県の東北部に位置し、北及び西は千曲市、東及び南は上田市に接しています。

本町は周囲を標高 1,000m 級の山々に囲まれた盆地であり、町のほぼ中央を南北に千曲川が流れています。周辺の山々から千曲川に向かって、谷川、御堂川、日名沢川、福沢川などの河川が流れ込み、扇状地を形成しており、集落はこの扇状地の上に位置しています。

②気象

本町の気象は、内陸盆地特有の晴天日が多い典型的な中央高原型の気候であり、昼夜の気温差が大きく、年間を通して降水量が少ないという特徴があります。

(2) 社会条件

①人口

本町の人口は、昭和 60 年の 16,918 人をピークに減少傾向にあります。年齢 3 区分別にみると、年少人口、生産年齢人口が減少しているのに対し、老年人口は急速に増加しており、平成 27 年には人口の 3 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者となっています。

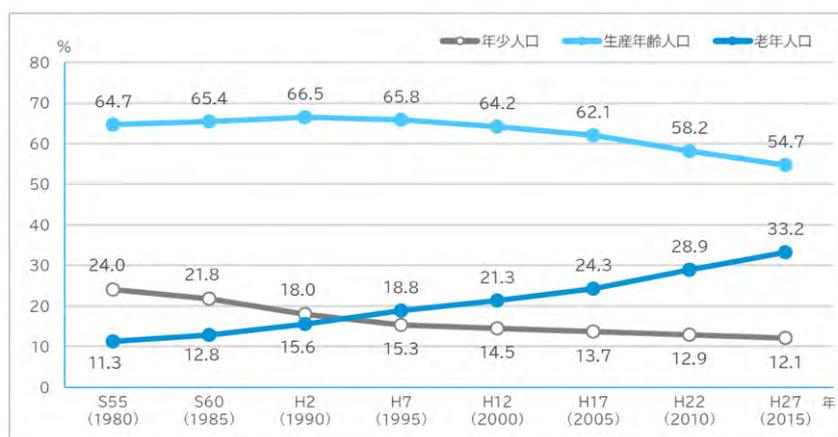
■年齢 3 区分別人口の推移■



出典：総務省統計局「国勢調査」

(注) 年齢不詳人口があるため、年齢 3 区分別人口の合計と総人口が一致しない。

■年齢3区分別人口構成の推移■



出典：総務省統計局「国勢調査」
(注)年齢不詳人口を除いて算出

②産業

農業は、ぶどう、りんごを中心に果樹栽培が盛んで、平成 27 年（2015 年）には千曲川ワインバレー広域特区の認定を受け、ワイン用ぶどうの産地化の取組みが進んでいます。ねずみ大根（辛味大根）が町を代表する伝統野菜として、広く認知されています。かつて盛んだった花きの栽培施設を活用した野菜栽培などへの転換も進んでいます。

町の基幹産業である工業は、昭和初期の疎開工場の誘致を発端に工場立地が進み、平成 3 年（1991 年）のピーク時には 375 社が操業していました。現在では、事業所数は減少しているものの、機械・金属加工を中心に多種多様な技術を持つ企業が集積し、大学や研究機関との連携による技術の高度化と高付加価値化により、製造品出荷額等が 2,200 億円を超える（2019 年工業統計調査（平成 30 年実績））など、県内でも有数の「ものづくりのまち」としての地位を築いています。

③交通

古くは旧北国街道の交通の要衝にあり、現在は、千曲川の東側にしなの鉄道、国道 18 号、上信越自動車道、西側に国道 18 号坂城更埴バイパス（建設中）、主要地方道長野上田線（力石バイパスを含む）がほぼ平行に走り、長野・上田両地域とのネットワークを形成しています。

国道 18 号バイパスについては、坂城町区間（鼠橋から力石バイパスまでの区間）の整備が本格化しています。

また、上信越自動車道坂城インターチェンジから国道 18 号までを結ぶ主要地方道坂城インター線については、国道 18 号からテクノさかき工業団地までの間の延伸工事及び国道 18 号バイパス接続の計画が進められています。

Ⅱ－２ 過去の自然災害

(1) はじめに

坂城町は、南北に流れる千曲川が、上流から運んだ砂礫が堆積することにより形成された、両岸に広がる帯状の氾濫原があります。東西には、千曲川に流れ込む山々の幾筋もの支流から、砂礫が押し出され形成された半円錐形の扇状地（＝山麓扇状地）があります。東側は大きな扇状地が、西側は比較的小さい扇状地が形成されています。

千曲川の恩恵を受けながら、集落等が形成されたという特性から、坂城町の自然災害は古くから主に水害でした。

(2) 町史等による災害の歴史

記録に残る水害は、1698年（元禄11年）の水害で、江戸時代から度重なる水害対策と普請が行われました。1781年（天明元年）の上五明村の国役普請、1805年（文化2年）上平村での国役普請、1856年（安政3年）網掛村での国役普請、1841年大水害後の大堤防（常山隄）建設などの記録が残っています。

また、地震については、戦後の地震で、長野市の資料によると、昭和16年7月15日に長野市赤沼付近を震源としたM6.2の地震（長沼地震）、昭和40年8月3日に長野市松代を震源にM5.4をはじめとした群発地震（松代群発地震）が記録されています。

これらも含め、町史等に記録されている災害について、災害の種類ごとに主なものを以下に整理しました。

①水害

- ◆1698年（元禄11年）：千曲川などの氾濫と山崩れ。
- ◆1738年（元文3年）：千曲川決壊により農地浸水。中之条村では、68軒430人が餓死。
- ◆1742年（寛保2年）：千曲川決壊が相次ぐ。六ヶ郷用水の水門や土手が決潰し、家屋が流出、農地の浸水等が発生し、網掛村、五明村で困窮者が増加。
- ◆1758年（宝暦8年）：御堂川と谷川が中之条村で流出。千曲川が農地に流出。
- ◆1829年（文政12年）：谷川の石砂の流出があり、中之条村で被害。
- ◆その他：1779年（安永8年）、1831年（天保2年）の洪水。
- ◆明治・大正期：1910年（明治43年）、1914年（大正3年）の洪水。被害は多かったとあるが詳細は不明。
- ◆昭和期：昭和20年代には、大風水害や冷害・凍害など自然災害が頻発。とくに風水害は、毎年出水のたびに大きな損害。

- ◆1951年（昭和26年）：大豪雨、中之条村で農地、農道、水路に莫大な被害。
- ◆1952年（昭和27年）：中之条村で谷川、御堂川が荒れ狂い、農道、橋梁、林道に被害発生。村上村で網掛の西原地区などに被害。
- ◆1953年（昭和28年）：更埴地方南部で雹まじりの豪雨、各河川が氾濫、未曾有の惨事。浸水家屋、坂城村450戸、村上村250戸、南条村49戸など。農地でも多大な被害。村上村で福沢川が決壊し、その土砂が六ヶ郷用水を埋め尽くす。網掛の中央一帯は、床上浸水。
- ◆1953年（昭和28年）【キティ台風】：千曲川氾濫、坂城町で堤防決壊、南条村鼠宿地区で鉄道線路が危険な状態となり流失を防止したが、村上村小網地区で被害が発生。
- ◆1959年（昭和34年）【伊勢湾台風】：死者3名、重傷者1名のほか、家屋の倒壊、農作物の被害等により総額約1億3,000万円の大被害。
- ◆1965年（昭和40年）：南条・胡桃沢地域を中心に集中豪雨。家屋土砂流入1戸、浸水家屋135戸の被害。
- ◆1971年（昭和56年）：台風15号により、筭橋流失、大望橋と鼠橋は一部流失するなど町内各地で大被害。
- ◆1972年（昭和57年）：台風10号により、筭橋流失・大望橋・河川グラウンドが流失するなど町内各地で大被害。
- ◆1973年（昭和58年）：台風10号により、中小河川が決壊するなど町内各地で大被害。

②地震

- ◆1847年（弘化4年）：善光寺地震「流死者2,585人、居家潰9,337軒（松代藩の記録）。坂城地方での被害の記録はあまり見えない」とのこと。
- ◆1941年（昭和16年）：長沼地震（長野市赤沼付近を震源とするM6.2の地震）
- ◆1965年（昭和40年）：松代群発地震

③雪害・凍霜害

- ◆1954年（昭和29年）：凍霜害により、村上村で桑畑の85%が被害、南条村春蚕に被害。
- ◆1956年（昭和31年）：4月春の大雪（積雪約25cm）。
- ◆1956年（昭和31年）：農作物の凍霜害（被害額約2,000万円）。
- ◆1968年（昭和43年）：2月冬の大雪（積雪約50cm）。

④赤痢

- ◆1955年（昭和30年）：南条新地に集団赤痢発生（79名）。
- ◆1963年（昭和38年）：坂城地区に集団赤痢発生（286名）。

⑤凶作

- ◆1951年（昭和26年）：1866年（慶応2年）以来の凶作。南条村の農地で被害3割以上。

- ◆1953年（昭和28年）：南条村、坂城町、中之条村、村上村で大凶作。4町村で凶作対策協議会を設立し対処。
- ◆1954年（昭和29年）：7月から9月の干ばつにより畑作物が全滅に近い被害。

（3）近年の主な自然災害

坂城町では、豪雨による被害は少ないものの、令和元年の台風19号では、千曲川や支流、水路の氾濫により大きな浸水被害が発生しました。

地震は、平成23年、平成24年、平成26年、平成30年に県北部を震源とする県北部地震等が発生しましたが、被害の記録はありません。

近年10年間の主な自然災害について、「長野県の災害と気象」等から整理すると、以下のとおりです。

①平成23年（2011年）

- ◆長野県北部地震（3月12日）：長野県北部を震源とするM6.7の地震。坂城町坂城では震度3の揺れがあったが、被害の記録はない。
- ◆台風2号（5月）：台風2号による土砂崩れにより、道路16路線が全面交通止めになったほか、池田町等で孤立集落が発生。坂城町では、林業関係での被害が発生。

②平成24年（2012年）

- ◆地震（7月10日）：長野県北部を震源とするM5.2の地震。坂城町における被害の記録はない。
- ◆豪雨（8月17日）：豪雨が発生。飯山、飯田市南信濃で1時間に50ミリ以上の降雨を観測。坂城町では農地等に被害発生。

③平成25年（2013年）

- ◆凍霜害（4月22/23日）：朝の冷え込みにより佐久市以下21市町村で凍霜被害発生。坂城町では農作物等に被害発生。
- ◆台風18号（9月）：台風18号が県南部を通過。坂城町では農地等に被害発生。

④平成26年（2014年）

- ◆雪害（1月～3月）：1月から3月にかけて大雪。1月上旬、中旬は、北部を中心に大雪。2月上旬は、県内の広い範囲で大雪。3月上旬、下旬は、県北部で大雪となる日が発生。坂城町では農産物等、林業関係で被害発生。
- ◆神城断層地震（11月22日）：長野県北部を震源とするM6.7の地震。長野市、小谷村で震度6弱を観測するなど。県北部を中心に大きな震度を記録。坂城町での被害の記録はない。

⑤平成 27 年 (2015 年)

- ◆豪雨 (6 月 30 日～7 月 1 日) : 梅雨前線北上に伴い県内で大雨。中川村、宮田村で農地被害。宮田村、坂城町で林業被害が発生。
- ◆雹 (8 月 3 日) : 上空に寒気が流れ込み、大気の状態が不安定になり雹が降り、坂城町で農作物 (りんご、もも) に被害が発生。

⑥平成 28 年 (2016 年)

- ◆県内では、豪雨、台風等に伴う被害は発生したが、坂城町での被害の記録はない。

⑦平成 29 年 (2017 年)

- ◆雪害 (1 月～3 月) : 期間を通して降雪量が平年より多く、県北部を中心に被害発生。坂城町では、軽傷者 1 名の被害が発生。
- ◆豪雨 (8 月 17 日～18 日) : 前線が本州付近に停滞し短時間の強雨が発生。坂城町では農産物等に被害が発生。
- ◆台風 21 号 (10 月 21 日～23 日) : 台風 21 号により県内では広い範囲で被害が発生し、上田では死者が出た。売木村では激甚災害の措置が適用。坂城町では農産物等に被害が発生。

⑧平成 30 年 (2018 年)

- ◆雪害 (1 月～3 月) : 降雪量は平年より少なかったが、北部を中心に人的被害が発生。坂城町においては、1 名の重傷者が出た。
- ◆地震 (5 月 12 日) : 県北部を震源とする最大震度 5 弱の地震が発生した。坂城町における被害の記録はない。
- ◆台風 21 号 (9 月 4 日～6 日) : 台風 21 号により南寄りの強風が吹き、人的被害、住宅、農林業、公共土木施設への大きな被害が発生。坂城町では 1 名の軽傷者と農作物等の被害が発生。

⑨令和元年 (2019 年)

- ◆台風 19 号 (10 月 12 日～13 日) : 「令和元年東日本台風」と命名された台風により、県内各地で豪雨に伴う土砂崩れ、千曲川の堤防決壊、氾濫など甚大な被害。坂城町では重傷者 2 名、半壊 1 棟、一部損壊 49 棟発生。文教施設、農林施設、土木施設、その他の公共施設で被害が発生。避難所を開設。

⑩令和 2 年 (2020 年)

- ◆雪害 (1 月～3 月) : 期間を通して平均気温は高く、雪も少なかったが、坂城町では農産物に被害が発生。

Ⅱ－３ 基本目標

国や長野県の基本目標との整合を図りつつ、本町の強靱化を推進するために、基本目標として以下の7つを掲げます。

基本目標 1	人命の保護が最大限図られること
--------	-----------------

基本目標 2	負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること
--------	---------------------------

基本目標 3	必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること
--------	--------------------------

基本目標 4	必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること
--------	-----------------------------

基本目標 5	流通・経済活動を停滞させないこと
--------	------------------

基本目標 6	二次的な被害を発生させないこと
--------	-----------------

基本目標 7	被災した方々の日常の生活が迅速に戻ることに
--------	-----------------------

Ⅱ－４ 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

7つの基本目標と、本町で想定される災害リスクをふまえ、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定します。

基本目標 1～7	
枝番号：起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
基本目標 1 人命の保護が最大限図られること	
1－1	住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生
1－2	多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生
1－3	豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水
1－4	土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生
1－5	避難指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生
基本目標 2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること	
2－1	被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足
2－2	警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足
2－3	医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺
2－4	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
基本目標 3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保すること	
3－1	役場をはじめとする地方行政機関の大幅な機能低下
3－2	停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止
基本目標 4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること	
4－1	上水道等の長期間にわたる供給停止
4－2	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
4－3	地域交通ネットワークが分断する事態
基本目標 5 流通・経済活動を停滞させないこと	
5－1	サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の麻痺
5－2	食料・飲料水等の安定供給の停滞
基本目標 6 二次的な被害を発生させないこと	
6－1	土石流、地すべりなど土砂災害による二次災害の発生
6－2	ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生
6－3	有害物質の大規模拡散・流出
6－4	農地・森林等の荒廃
6－5	避難所等における環境の悪化
基本目標 7 被災した方々の日常の生活が迅速に戻る	
7－1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
7－2	道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態
7－3	倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態
7－4	地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

Ⅲ 取り組むべき事項

基本目標 1 人命の保護が最大限図られること



1-1: 住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生

【背景・想定される事態】

住宅の倒壊や火災による死傷者の発生として、豪雨に伴う急傾斜地や盛土造成地の崩壊による住宅の倒壊、地震に伴う住宅の倒壊や火災、崖地や盛土造成地の地盤災害による住宅の倒壊、台風や竜巻等の風害に伴う住宅の倒壊などの事態が想定されます。

【脆弱性の評価（現状と課題）】	【施策（事態を回避するための施策）】
1-1-① 住宅(空き家を含む)の耐震化・防火	
<p>昭和 56 年以前に建築された住宅で耐震性を満たさないものは、大地震や台風の際、倒壊などの危険性があるため、耐震診断・耐震改修の事業を継続して行っていく必要があります。</p> <p>空き家は、適正な管理が必要なため、継続して啓発等を行っていく必要があります。</p>	<p>住宅の耐震診断・耐震改修を推進します。</p> <p>「坂城町空家等対策計画」に基づき、空き家の利活用、適切な管理がされていない空き家への対策を実施します。災害時には、倒壊や火災を発生させないよう、適切な管理の啓発を図ります。</p> <p>【数値目標】</p> <p>(坂城町耐震改修促進計画 R2⇒R7)</p> <p>◆住宅の耐震化率：現状値 82% (4,300 戸) ⇒目標値 92% (5,100 戸)</p>
1-1-② 崖地・切土・急傾斜地及び大規模盛土造成地の安全化	
<p>災害による崩落の危険性がある急傾斜地や土砂災害警戒区域があり、巡視等を行なうなかで、ハザードマップの更新、配布を継続して行なっていく必要があります。</p> <p>大規模盛土造成地が 15 箇所ありますが、令和 2～3 年度に変動予測調査を実施し、緊急な危険性なしの状況でした。継続して観察していくことが必要です。</p>	<p>ハザードマップにより土砂災害警戒区域等を周知するとともに、危険個所の巡視、点検を行います。</p> <p>大規模盛土造成地 15 箇所の変動予測のため観察を続けます。</p>

【脆弱性の評価（現状と課題）】	【施策（事態を回避するための施策）】
1-1-③ 火災による延焼の防止	
<p>災害による火災の延焼を防ぐため、消火栓、防火水槽等、消防水利の整備を行っており、今後も継続して行っていく必要があります。</p> <p>火災による延焼を防ぐためには、消防職員だけでなく、消防団の活動も重要になるため、団員の募集等継続して取り組んでいますが、団員の確保が課題です。</p>	<p>「消防水利の基準」を満たすよう消火栓、防火水槽等の適正配置に努めます。</p> <p>消防団員の確保をはじめ、消防団の施設・設備・装備の充実などを継続して取り組みます。</p> <p>延焼防止帯となるような緑地等の整備を促進します。</p> <p>【数値目標】 (R2⇒R7)</p> <p>◆火災による死者数：現状値 0 人 ⇒目標値 0 人</p>
1-1-④ 地域ぐるみの防災・減災体制の確立	
<p>災害発生時は、行政による「公助」だけでなく、地域住民や自主防災組織などによる、「自助」「共助」の力を併せた地域ぐるみの防災・減災体制を確立し、地域の防災力を高める必要があります。防災訓練などを通じ、防災意識の高揚に努めていますが、今後さらに推進していく必要があります。</p>	<p>防災訓練などを通じ、自主防災組織などと連携し、住民の防災意識の高揚を図るとともに、地域の支え合いによる地域の防災・減災体制の強化を図ります。</p>

1-2 : 多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生

【背景・想定される事態】

多数の者が利用する大規模な建築物については、地震等に伴う建物の倒壊だけでなく、天井や設備などが落下し、多くの被害が出る可能性があります。

「坂城町公共施設個別施設計画」では、町が管理する公共施設について、施設ごとに劣化状況を評価しています。

特に学校等、災害時に避難所として指定されている施設については、多くの児童・生徒や学校関係者がいるとともに、広く町民に利活用されていることだけでなく、避難所としての必要な機能を有する必要があります。

また、公共施設だけでなく、民間の大規模な施設、事業所についても、多くの被災者が発生する可能性があります。

【脆弱性の評価（現状と課題）】

【施策（事態を回避するための施策）】

1-2-① 学校施設等の耐震化・防火対策

学校施設は、校舎、屋内運動場の耐震化・防火対策等を実施済みです。児童・生徒、利用者の身を守るため、定期的に建物調査及び防火・消防設備等の点検を行い、安全に利用できるよう整備しておく必要があります。

保育園は、耐震化・防火対策として建物定期調査及び防火・消防設備等の点検を実施しています。要配慮者が利用する施設のため、安全な環境を確保しておく必要があります。

学校施設は、災害発生時に避難所として利用されるため、日常的な維持・管理を図るとともに、長寿命化計画に沿って適切に維持・管理・改修を進めます。

保育園は、要配慮者が利用する施設のため、災害時に備え、避難訓練の実施や園内での役割分担の確認、情報収集の方法等、避難確保計画の見直しを定期的に行い、常に状況把握に努めます。

【脆弱性の評価（現状と課題）】	【施策（事態を回避するための施策）】
1-2-② 公共施設の耐震化・防火対策	
<p>公共施設の利用者の身を守るため、長寿命化・耐震化・防火対策を行い、安全に利用できるよう整備しておく必要があります。昭和 56 年以前に建築された施設は、老朽化が懸念されるため、順次、耐震診断を実施しています。防火設備も、耐震補強工事等に合せて更新する必要があります。</p> <p>道路・橋梁については、点検を行い、修繕を進めています。今後も安全に通行ができるように、点検や修繕が必要です。</p> <p>歴史的建造物の多くが木造です。防火対策として、自動火災警報器を設置しています。耐震化のため耐震診断・耐震補強が必要です。</p>	<p>公共施設は、「公共施設個別施設計画」等の方針に則り、施設の耐震化等、改修を計画的に実施し、適切な維持管理による安全性の確保を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策 ・危険物保管庫、ボイラー施設等の耐震性及び耐水性の確保 ・老朽化した公園施設、道路・橋梁等の長寿命化計画に基づいた計画的な改修等 ・文化センター、町体育館の耐震補強及び長寿命化を図る大規模改修 ・生涯学習施設の適切な維持管理による安全性の確保及び耐震化等の改修 ・歴史的建造物の日常的な維持、管理及び耐震診断・耐震改修
1-2-③ 店舗・福祉施設・医療施設等の耐震化・防火対策	
<p>昭和 56 年以前に建築された建物で耐震診断・耐震改修が行われていないものは、地震や台風の際、倒壊などの危険性があります。</p> <p>災害時に火災が発生する危険性があります。</p>	<p>昭和 56 年以前に建築された建物の防災・減災対策を推進します（耐震診断、耐震改修、スプリンクラー設置等）。</p>

1-3 : 豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水

【背景・想定される事態】

坂城町は、千曲川等の氾濫原と扇状地により形成された町であることから、豪雨による千曲川とその支流、水路、溜池の氾濫により大きな被害を受ける可能性があります。

台風や気候変動に伴う豪雨は、毎年のように発生していることから、浸水被害が起きやすいエリアについては特に注意が必要です。

千曲川の増水に伴う氾濫、決壊、内水氾濫等による浸水被害により影響を受けやすいエリア（霞堤、水路の結合部分等）の土地、住宅等建築物の浸水被害を防止することが求められます。

【脆弱性の評価（現状と課題）】	【施策（事態を回避するための施策）】
1-3-① 河川・水路・ため池等の整備改修・安全対策	
<p>台風や豪雨により、河川の越水や水路の溢水^{いっすい}による住宅などへの浸水被害が考えられます。</p> <p>重要水防箇所については、河川事務所、地元区と共同で点検パトロールを実施するとともに、国による改修を進めています。</p> <p>農業用水等は、大雨が予想される場合や、水位上昇の際は、管理者等により巡回管理を行っていますが、豪雨時には、通常の管理を行っても氾濫する可能性があります。</p>	<p>定期的な重要水防箇所のパトロールを行うとともに、豪雨対策のため、河川の整備を国や県とともに推進します。</p> <p>農業用水の氾濫対策として、水門の電動化・遠隔化を進めます。</p> <p>【数値目標】 (R3⇒R6)</p> <p>◆町内水門電動化：現状値 0 箇所 ⇒目標値 3 箇所</p>
1-3-② 避難所の浸水対策	
<p>学校施設は、避難所になることもあります。児童・生徒、利用者の身を守るため、施設を浸水被害から守り、安全に利用できるよう整備しておく必要があります。</p> <p>浸水想定区域内にある避難所は 14 箇所あり、浸水する可能性がある避難所もあるため、災害の種別に応じた避難所に適切に避難してもらう必要があります。</p>	<p>浸水想定区域に指定されている避難所（学校施設等）の浸水防止対策を進めます。</p> <p>災害の種別に応じた避難所の適否について周知し、水害時には、浸水する可能性のない避難所を開設し、防災行政無線・すぐメールなどの情報伝達手段を用いて適切な避難行動を呼びかけます。</p>

【脆弱性の評価（現状と課題）】	【施策（事態を回避するための施策）】
1-3-③ 水防意識の共有など地域防災力	
<p>災害時には、地域の防災力が必要となるため、継続しハザードマップによる啓発等を行なうなど、日ごろからの水防意識の共有などが必要です。</p> <p>水害時において、地域を知る水防団（消防団）の活動・連携が重要になるため、団員の確保が課題となっています。</p> <p>千曲川の堤防決壊、氾濫などの大規模災害時には、県や他市町村の応援が必要となります。</p>	<p>防災訓練等で水防意識の高揚を図ります。</p> <p>ハザードマップにより、危険個所の周知を図ります。地域（区）独自のハザードマップ作成の推進及び支援を行います。</p> <p>水防団員（消防団員）の確保をはじめ、施設・設備・装備の充実など水防団（消防団）の充実強化を継続して取り組みます。</p> <p>自主防災組織等での防災講習・訓練等の実施を支援し、地域防災力の向上を推進します。</p> <p>他市町村との災害時相互応援協定体制の強化を推進します。</p>
1-3-④ 住宅などの浸水に対する日ごろからの災害への備え	
<p>災害発生時は、自分の身を自らが守る「自助」の意識、日ごろからの災害への備えが重要になるため、啓発を行っています。適切な避難行動につなげるため、更なる防災・減災意識の啓発が必要です。</p>	<p>日ごろから災害に備え、ハザードマップや避難情報について理解を深め、いざという時に自らの判断で、適切な避難行動や迅速な対応がとれるよう、防災・減災意識の啓発を図ります。</p>

1-4: 土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生

【背景・想定される事態】

千曲川の支流による扇状地に集落が形成されてきた坂城町では、支流や水路、溜池の増水、氾濫による土石流、浸水の発生が考えられます。

坂城町の東西にある山の地盤は比較的安定していると考えられますが、崖や急傾斜地では、豪雨による落石、斜面の崩壊による土石流などが発生する可能性があります。

高齢化や人口減少、国内産木材の需要減少に伴って森林の管理が次第に悪化し、治水力が弱まっていると考えられます。

【脆弱性の評価（現状と課題）】	【施策（事態を回避するための施策）】
1-4-① 土石流への対応（支流や沢の整備など）	
<p>坂城町には急峻な山林も多く、集中豪雨や地震による土石流・山腹の崩壊・地すべりや落石などの山地災害が発生する可能性があります。保安林指定、治山事業の手続き等の対応とともに、森林経営管理制度に基づく対象森林の整備を、継続して行っていく必要があります。</p> <p>土石流による危険箇所については、千曲建設事務所とパトロールをし、点検や周知を継続して行っていく必要があります。</p>	<p>山地災害危険地区における災害予防対策を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保安林指定 ・県に対する治山事業要望 ・単独治山事業の推進 <p>森林経営管理制度に基づく森林整備を推進し、森林の健全化を図ります。</p> <p>砂防えん堤設置等の災害防止対策を推進します。定期的な危険箇所パトロールを実施するとともに、ハザードマップ等による周知を行います。</p> <p>【数値目標】（R3⇒R7）</p> <p>◆森林整備面積：現状値 0ha ⇒目標値 100ha</p>
1-4-② 地すべりへの対応（盛り土地域の整備など）	
<p>大規模盛土造成地が 15 箇所ありますが、令和 2～3 年度に変動予測調査を実施し、緊急な危険性なしの状況でした。継続して観察していくことが必要です。</p>	<p>大規模盛土造成地 15 箇所の変動予測のため観察を続けます。</p>
1-4-③ その他土砂災害（落石など）への対応	
<p>急傾斜地等での発災が考えられますが、巡視点検等を実施するとともに、ハザードマップによる周知を継続して行う必要があります。</p>	<p>巡視点検及びハザードマップによる周知を行うとともに、急傾斜地崩落対策工事を推進します。</p>

【脆弱性の評価（現状と課題）】	【施策（事態を回避するための施策）】
1-4-④ 土砂災害に対する日ごろからの災害への備え	
<p>災害が発生した際には、自分の身を自らが守る「自助」の意識が大切であり、日ごろからの災害への備えも重要です。そのため、町民の意識啓発を行っており、適切な避難行動につなげるために、更なる防災・減災意識の啓発が求められています。</p>	<p>日ごろから災害に備え、ハザードマップや避難情報について理解を深め、いざという時に自らの判断で迅速かつ適切な避難行動がとれるよう、防災・減災意識の啓発を図ります。</p>

【背景・想定される事態】

災害による被害を出さないためには、各自がその危険性を認識し、迅速な避難行動を起こすことが必要です。

そのためには、町は県等と連携して必要な情報をわかりやすく、かつ迅速に町民等に周知するとともに、民間企業は、従業員の安全確保のために必要な措置を講じることが必要です。

また、地域コミュニティや隣近所では、避難所の確認、避難経路の点検や危険性の除去、発災時の避難の声がけと迅速な避難、災害弱者の支援、外国人への適切な情報提供等を行うことが大切です。

台風や急激な気象の変化に伴う豪雨については、気象庁等による予報の精度が高まっており、早期の対策が可能となってきたなか、行政、住民、民間企業などによる連携した訓練等を行うとともに、タイムラインの作成等による、実践的な避難の取組みが有効と考えられます。

※タイムライン…行動計画

【脆弱性の評価（現状と課題）】	【施策（事態を回避するための施策）】
1-5-① 情報発信の体制維持・情報発信の遅延防止	
<p>避難情報等の情報発信が迅速かつ確実にできるよう、継続して訓練等を行うなど、情報伝達体制の整備を進めていく必要があります。</p> <p>「事業継続計画」(BCP)の作成促進を行っています。</p> <p>観光地及び観光客の安全対策のため、情報発信、看板設置等を行っています。</p> <p>地理状況に不案内な観光客や、事業所の従業員等の避難が遅れる可能性があるため、町と施設管理者における情報伝達体制の整備を図る必要があります。</p>	<p>町民に対する情報発信体制を整備します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線（音声・文字放送）、ホームページ、SNS、登録制メール、エリアメール、災害情報共有システム（ケーブルテレビL字放送、Lアラート）等を用いた迅速かつ多層的な情報発信 情報収集・通信手段の活用をします。 ・防災行政無線、衛星携帯電話等を用いた情報収集 <p>観光地及び観光客の安全対策を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者と連携した防災対策の促進 ・観光客への防災情報等の提供 ・外国語併記によるサイン設置の推進 <p>町と施設管理者の情報伝達体制の整備を図ります。施設管理者から施設利用者への確実な情報伝達手段の整備、地理状況に不案内な方への的確な防災情報の提供を行います。</p>

【脆弱性の評価（現状と課題）】	【施策（事態を回避するための施策）】
1-5-2 災害発生時の避難支援	
<p>災害時、安全に避難することができるよう、訓練や啓発を行っています。今後、より実効的な避難支援計画の策定、避難訓練等を実施する必要があります。</p>	<p>円滑な避難活動のため、各種災害に対応した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図ります。</p> <p>より実効的な避難支援計画の策定及び各地区、事業所の情報収集、情報伝達を含めた避難訓練実施の支援等を行います。</p>
1-5-3 避難行動要支援者・外国籍町民等への支援	
<p>避難行動要支援者名簿を作成し、年1回更新を行っています。自主防災組織などの避難支援等関係者へ事前提供を行っています。全地区への提供が完了していない状況です。</p> <p>避難行動要支援者については、災害から守るための情報伝達等を含めた避難支援の充実を図る必要があります。</p> <p>個別避難計画の策定が市町村の努力義務化されたことに伴い、自主防災組織などの避難支援等関係者と連携して、避難行動要支援者の個別避難計画の策定を進める必要があります。</p> <p>翻訳版ハザードマップの作成・配布を行っています（英語、中国語、ポルトガル語、タイ語、ベトナム語）。</p>	<p>各地区自主防災組織へ、避難行動要支援者名簿の提供を進めます。</p> <p>避難行動要支援者に対する災害時の支援体制を確保します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿の作成・更新及び活用 ・避難支援等関係者と連携し優先度に応じた個別避難計画の作成 ・避難所に避難していない避難行動要支援者対策 <p>避難情報取得の多言語対応スマートフォンアプリ等導入の勧奨を行います。</p> <p>外国籍の方に翻訳版ハザードマップの作成・配布を行い、避難行動がとれるよう周知します。</p>
1-5-4 地域での情報の蓄積及び伝達	
<p>自主防災組織や消防団の日ごろの活動を通じた、地域の情報の蓄積及び伝達は、災害時には、特に重要な役割を果たすため、その重要性について、更なる啓発が求められています。</p>	<p>自主防災組織や消防団に対し、地域の危険箇所の把握や周知、情報伝達の重要性について、啓発を図ります。</p>

基本目標 2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること



2-1: 被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足

【背景・想定される事態】

地震や大雨による千曲川をはじめとする河川の氾濫等により、橋梁が破損すると、避難や救急・救命、緊急物資の輸送等に大きな支障が生じます。

特に、千曲川左岸の地域では、幹線道路である県道 77 号線（主要地方道長野・上田線）および整備が予定されている国道 18 号線バイパス（上田坂城バイパス、坂城更埴バイパス）が、いずれも千曲川近くの浸水想定区域（浸水深 5.0m～20.0m）を南北方向に縦断しており、千曲川右岸左岸を結ぶ幹線道路である県道 160 号線（上室賀坂城停車場線）も浸水想定区域（浸水深 5.0m～20.0m）を経て坂城大橋へと至ることから、浸水により通行困難になった場合には、食料、飲料水等の長期にわたる不足が考えられます。

また、橋梁についても、現在、千曲川に架かる筭橋、昭和橋、坂城大橋、大望橋、鼠橋の 5 つの橋梁に加えて、坂城 I C から県道 91 号線（坂城インター線）を経て、千曲川左岸へと至るルートが計画されている橋梁についても、大規模災害に対する対応の検討が必要です。

【脆弱性の評価（現状と課題）】

【施策（事態を回避するための施策）】

2-1-① 道路・橋梁の破損、浸水による交通網の寸断への対応

災害時、道路・橋梁が通行できなくなった場合、孤立する地域が出る可能性があるため、平時からパトロールを実施するとともに、災害に強い道路・橋梁の整備を順次進めていく必要があります。

国道 18 号線坂城更埴バイパスについては、期成同盟会を設立して早期完成等の要望活動を行っています。上田圏域の幹線道路の接続については、「上田地域 30 分交通圏構想」の具体化が必要です。

集落の孤立化の予防及び対策を推進します。

- ・他市町村と接続または他地域へと迂回する農道及び林道の整備
- ・除雪体制の整備

災害に強い道路・橋梁の整備を進めるとともに、発災時、早急な復旧を行います。建設業協会と連携し、仮設応急対策工事を実施します。

国道 18 号線（坂城更埴バイパス）などの幹線道路整備の要望、「上田地域 30 分交通圏構想」による幹線道路・環状道路整備の要望を継続して行っていきます。

【脆弱性の評価（現状と課題）】	【施策（事態を回避するための施策）】
2-1-② 水道、電気等のインフラ設備寸断への対応	
<p>電力供給が失われることによる医療機能の不足、QOLが低下する可能性があります。</p> <p>太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入、蓄電池等の整備を推進する必要があります。</p> <p>上水道が被災した場合、復旧までの間、応急の給水が必要となります。関係機関と連携し給水する計画が策定されています。</p> <p>※QOL…Quality Of Life、生活の質（科学的な指標）</p>	<p>避難所や多くの人が集まる施設等における太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入、蓄電池等の整備を推進します。</p> <p>関係機関と連携し、応急給水体制の維持及び強化を推進します。</p>
2-1-③ 食料、飲料水等の備蓄	
<p>災害時、道路の寸断等により孤立地域が発生し、食料、飲料水等が供給されなくなる可能性があります。想定必要量については、備蓄していますが、今後も計画的な備蓄が必要となります。</p> <p>家庭での備蓄の必要性について啓発していますが、継続して行っていく必要があります。</p>	<p>道路復旧までの食料、飲料水を計画的に備蓄します。</p> <p>家庭での備蓄の必要性について継続して啓発していきます。</p>

2-2: 警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足

【背景・想定される事態】

坂城町は、千曲川が町の中心を南北に流れているため、道路・橋梁が地震や豪雨によって通行不可能となった場合、救助・救急活動等が困難になる可能性があります。

特に、千曲川には、筭橋、昭和橋、坂城大橋、大望橋、鼠橋の5つの橋梁がかかり、これらの橋梁の横断ができなくなったときは、近隣市町の橋梁で千曲川を横断するか、右岸と左岸はそれぞれの地域での救助・救急活動等が必要になると想定されます。

【脆弱性の評価（現状と課題）】	【施策（事態を回避するための施策）】
2-2-① 緊急輸送路の整備等	
<p>県による緊急輸送路が計画されていますが、道路の寸断により、幹線道路による輸送が困難となる可能性があります。</p>	<p>輸送路の確保に向けて、以下のような取組みを中心に進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県による緊急輸送路の国道、県道の啓開に合わせ主要町道の啓開実施 ・他市町村と接続または他地域へと迂回する農道及び林道の整備
2-2-② 関係機関との連携体制	
<p>被災地の救助・救急ニーズが大幅に増加するため、迅速な救助活動等を維持するためには、多数の応援を要請する必要があります。</p> <p>市町村間での災害時相互応援協定を締結していますが、更なる実効性の確保が必要とされています。</p>	<p>災害時相互応援協定締結市町村と平時からの連携強化を図ります。</p>
2-2-③ 地域での自主防災組織の体制	
<p>自主防災組織などによる、地域ぐるみの防災・減災体制を推進しています。迅速な救助・救急活動を実施できる体制の構築も含め、今後、さらに地域防災力の向上を図っていく必要があります。</p>	<p>防災訓練や地域での防災講習会を通じ、自主防災組織の体制整備を支援し、地域防災力の向上を図ります。</p>

【脆弱性の評価（現状と課題）】	【施策（事態を回避するための施策）】
2-2-④ 消防団の体制	
<p>地域防災の要として、消防団は重要な役割を果たしていますが、団員の確保が課題となっています。今後も引き続き、団員募集を継続していく必要があります。</p>	<p>広報活動などを通じ、消防団活動に対する住民や民間事業所の理解を深め、団員の確保を進めるとともに、消防団活動が更に広く普及することを目指します。</p>

2-3 : 医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺

【背景・想定される事態】

災害時は、同時多発的な負傷者の発生、医療施設や医療施設従事者の被災によって、地域の能力を超える医療需要が発生することが予想されます。そのため、関係機関、国・県との連携による医療連携体制の強化が必要です。

【脆弱性の評価（現状と課題）】	【施策（事態を回避するための施策）】
2-3-① 医療機関との連携体制	
<p>被害情報や患者の受入態勢等の情報を、千曲坂城消防本部と適切、迅速に入手することが不可欠です。そのため、千曲坂城消防本部、医療機関等による連携体制の整備を行っています（随時更新）。</p> <p>町内医療機関は連携可能ですが、広域的な連携により、医療体制を確保する必要があります。</p>	<p>千曲坂城消防本部、医療機関等による情報伝達ルートの多重化、情報収集・連絡体制の明確化等について、連携体制を確立します。</p> <p>関係機関、千曲医師会等と連携し、医療体制の確保を図ります（災害医療支援体制整備）。</p>
2-3-② 町外への緊急搬送体制	
<p>県、消防機関、医療機関等の相互連携の計画があり、こうした計画等に基づき、多数の負傷者を迅速に処置することが求められています。</p>	<p>県、消防機関、医療機関等の相互の連携により、救助活動、救急処置を要する傷病者の搬送等に対応した活動を行う災害派遣医療チーム（DMAT）及び関係機関により編成された救護班により、初期救護医療を行います。</p> <p>傷病者の後方医療機関への受入れ、ヘリコプター等による緊急輸送等、広域救護体制を確保します。</p>

2-4: 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

【背景・想定される事態】

大規模自然災害が発生した場合、生活環境の悪化に伴い、感染症のリスクが高くなると考えられるため、避難所等の衛生管理の維持が重要です。

避難所をはじめ、被災し孤立した地域などでの疫病・感染症等の大規模発生を防止する必要があります。

【脆弱性の評価（現状と課題）】	【施策（事態を回避するための施策）】
2-4-① 避難所等での感染予防対策	
<p>発災時の対応の検討、必要な物資の備蓄等を行っています。</p> <p>生活環境の悪化に伴い、避難者の抵抗力の低下など、感染症等のリスクが高まるため、感染症等の発生や、感染拡大を防止する必要があります。</p>	<p>避難所の感染症対策については、感染症患者が発生した場合の対応等、平時から検討するとともに、マスク、消毒液、段ボールベッド等、感染症に配慮した物資の備蓄の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急医薬品、医療機材の備蓄 ・感染症に配慮した避難所の運営（マスクの着用・手指消毒等による感染予防、対人距離に配慮した避難スペースの配置） ・避難所の感染対策用品を含む衛生用品の備蓄
2-4-② 避難所等での健康対策(エコノミークラス症候群、心の健康など)	
<p>避難所等でのプライバシーの保護等に配慮することが大切です。</p> <p>持病のある方や体調を崩された方に対する、健康状態の把握や支援等も含めて、発災時の健康対策等を想定し検討しています。</p>	<p>避難所等でのパーテーションの設置、ダンボールベッドの設置とともに、発災時の健康対策のため、保健師等による健康相談を行います。</p>

基本目標 3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保すること



3-1: 役場をはじめとする行政機関の大幅な機能低下

【背景・想定される事態】

1983年に建設された坂城町役場庁舎は、新耐震基準を満たしており、坂城町公共施設個別施設計画（2021年度～2030年度）では、「施設の現状維持のため、必要な改修や修繕を行う施設」（第3群施設）と位置づけられています。

大規模災害時においては、行政施設も被災するため、特に防災本部がおかれる町庁舎の機能の維持と関係する職員の安全を確保することが重要です。

【脆弱性の評価（現状と課題）】	【施策（事態を回避するための施策）】
3-1-① 町役場の被害想定及び行政データやシステムの保全	
<p>役場庁舎は、新耐震基準を満たしているため、建物自体が倒壊する危険性は比較的低いと考えられます。しかし、揺れによる機械設備等の損傷により、業務の継続が困難になることが想定されます。機械設備の老朽化の対応、棚やキャビネット類の転倒の対策が必要です。</p> <p>役場庁舎がハザードマップにおいて、最大10mの浸水が想定される区域内にあるため、重要な行政情報（紙・電子）等の損失、システムが停止する可能性があり、浸水対策の検討が必要です。</p>	<p>行政情報の保護、システム等の機能の維持を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械設備等の計画的な更新、改修 ・棚やキャビネット類の転倒防止方法の検討 ・浸水対策の検討 ・データ及びシステムを庁舎と別の場所でも保管・運用 ・サーバー等機器類は浸水被害を受けない場所に設置 ・配線等は、天井など浸水リスクの少しでも低い位置に設置 ・ミラーリング機能など、バックアップを常に取り、行政機能の継続体制を図る <p>※ミラーリング機能…複数の記憶装置に同時にデータを記録すること。複数の表示機器に同じ内容を同時に写し出すことなど。</p>

【脆弱性の評価（現状と課題）】	【施策（事態を回避するための施策）】
3-1-2 備蓄・非常用電源等の確保	
<p>「坂城町業務継続計画」に基づき、食料等の備蓄や非常用電源等の確保を進めています。職員向けの食糧等の備蓄、非常用発電機の運転可能時間の延長方法については、今後も検討が必要です。</p>	<p>「坂城町業務継続計画」を必要に応じて見直し、食料等の備蓄や非常用電源等の確保を進めるとともに、職員に広く周知します。</p>
3-1-3 発災直後やその後の業務遂行可能な人的体制の確保	
<p>「坂城町業務継続計画」に、災害発生時に必要な人員の参集体制を定め、非常時優先業務が遂行できるようにしています。</p> <p>大規模災害発生時には、業務量が膨大なものになり、町職員だけの対応が難しくなることが想定されます。長野県市町村災害時応援協定を締結済みですが、応援職員の受入体制の整備等が必要となります。</p>	<p>「坂城町業務継続計画」の見直しと、外部からの支援受入体制の確立により、人的体制の強化を目指します。</p> <p>長野県市町村災害時応援協定に基づき、平時から連携の強化を図るとともに、災害時は協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施できるよう、体制の強化を図ります。</p>

3-2: 停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止

【背景・想定される事態】

停電や通信施設等の被災により、町民への的確な情報提供ができず、避難や救助の遅れ、混乱や二次災害を引き起こしてしまう危険があります。

県や通信事業者と連携し、倒壊・倒木による電線切断による停電や通信施設の倒壊などに対する緊急通信の確保が必要になります。

【脆弱性の評価（現状と課題）】	【施策（事態を回避するための施策）】
3-2-① 非常用電源やエネルギー源の確保	
<p>役場庁舎に非常用発電機を2基（庁舎用、防災行政無線用）、太陽光発電及び蓄電池設備を設置しています。庁舎用非常用発電機の稼働時間が約8.2時間のため、燃料の確保や稼働時間の延長が課題です。</p> <p>ライフラインに近接する里山の整備を継続して推進するなど、山地災害等により送電線が切断され、電力供給が停止する事態等への対応が必要です。</p>	<p>「坂城町業務継続計画」に基づき、燃料の確保、非常用発電機の稼働時間延長をします。</p> <p>山間部の送電線・通信ケーブル・電気通信施設等に隣接する危険木の除去等は、事業者と連携して実施します。</p>
3-2-② 停電等による通信事業者の通信途絶への対応	
<p>通信事業者の通信途絶に対応するため、更なる多層的な情報通信手段を確保する必要があります。</p>	<p>通信事業者による通信途絶に対応するため、防災行政無線の適正運用により、災害時の情報通信手段を確保します。</p> <p>防災行政無線を中心としたホームページ、SNS、登録制メール配信、エリアメール、ケーブルテレビL字放送等、情報連携システムによる、多層的な情報発信手段を確保します。</p> <p>中核避難所等の蓄電設備及び公衆無線LANの整備により、インターネット環境を提供します。</p> <p>中核避難所等の回線敷設によるケーブルテレビ視聴環境を整備します。</p>

基本目標 4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること



4-1 : 上水道等の長期間にわたる供給停止

【背景・想定される事態】

災害により上水道等が被災した場合、台帳の未整備や水道管の未更新などにより、応急復旧が遅れることが考えられます。

復旧までには、関係機関と連携し、飲料水、生活水の確保が必要となります。

【脆弱性の評価（現状と課題）】	【施策（事態を回避するための施策）】
4-1-① 上水道の基幹管路の耐震化	
<p>災害に備え管路の耐震化が必要です。</p> <p>避難所になる小学校2校及び文化センター付近には、耐震化された「安心の蛇口」を設置しており、今後も順次増設していく必要があります。</p>	<p>関係機関と連携し、基幹管路等の計画的な更新の調査などを実施します。</p> <p>「安心の蛇口」の増設を行います。</p>
4-1-② 応急給水体制の確保	
<p>上水道が被災した場合、復旧までの間、応急の給水が必要となります。関係機関と連携して給水する計画が策定されています。</p>	<p>関係機関と連携し、応急給水体制の維持及び強化を推進します。</p>
4-1-③ 飲料水以外（トイレなど）の生活水の確保	
<p>災害時、上水道が被災した場合、飲料水と同様に生活水の確保も必要となります。</p> <p>各家庭での生活水備蓄の重要性について、啓発を行っていますが、今後も引き続き取り組んでいく必要があります。</p>	<p>生活水の備蓄を行うとともに、学校のプール、井戸等を活用するため貯水状況の把握を行います。</p> <p>各家庭での生活水備蓄の重要性について、啓発を継続して行います。</p>
4-1-④ 災害時を想定した給水訓練の実施	
<p>上水道等の長期間にわたる供給停止を想定し、給水訓練等が必要です。防災訓練等で給水訓練を行えるよう取組みを進めています。</p>	<p>防災訓練等の際、各種災害を想定した給水訓練を実施するなど、災害時対応力の実効性を高めます。</p>

4-2 : 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

【背景・想定される事態】

道路・橋梁の被害に伴う管渠の破損、合併浄化槽の破損など、汚水処理のための対応が必要となります。下水道は、終末処理場が長野市にあるため、関係機関との連携も必要です。

【脆弱性の評価（現状と課題）】	【施策（事態を回避するための施策）】
4-2-① 終末処理場の浸水対策	
被災した下水道施設の機能低下を、最小限に抑えることが必要です。関係機関と連携し、終末処理場の浸水対策の強化を計画しています。	関係機関と連携し、終末処理場の浸水対策の強化、浸水時の応急処理体制の整備を推進します。
4-2-② 管渠等の機能確保	
災害時、管渠等の破損により、衛生環境の悪化が懸念されます。機能を維持するため、耐震性の確保等に向けて、計画的に耐震性能の点検等をしていく必要があります。	管渠等の老朽化も考慮し、耐震化・長寿命化を推進します。 【数値目標】 ◆重要な管渠の耐震化率：現状値 100% ⇒目標値 100%
4-2-③ 合併浄化槽の耐震化等	
下水道に接続ができない地域もあるため、合併浄化槽の耐震化等の事業も、関係機関と協力し、計画的に実施する必要があります。	補助金等の制度を充実させることなどを通じて、合併浄化槽の耐震化を促進していきます。

4-3 : 地域交通ネットワークが分断する事態

【背景・想定される事態】

坂城町では、千曲川沿いの扇状地に住宅や事業所が多く存在しているため、大雨による土砂崩落等により、道路が寸断され、地域の交通ネットワークが分断される可能性があります。

特に、千曲川に架かる5つの橋が通行不能になると、町が分断され、救助・救援や復旧等が困難となるため、近隣市とのアクセスも含めて、地域交通のネットワークの確保が必要となります。

【脆弱性の評価（現状と課題）】	【施策（事態を回避するための施策）】
4-3-① 道路ネットワークの整備	
<p>幹線となる道路だけでなく、農道及び林道の整備を行っています。</p> <p>道路の寸断により、幹線道路による交通ネットワークが分断される可能性があります。迅速に災害応急対策活動等を実施するため、道路・橋梁の整備や復旧体制を構築する必要があります。</p>	<p>幹線道路だけに限らず、近隣市と接続、迂回できる農道及び林道の整備等、交通ネットワークの確保を図ります。</p>
4-3-② 迂回路の整備	
<p>災害が発生した場合、町内に限らず近隣市とのアクセスの確保も必要です。</p> <p>国道18号線（坂城更埴バイパス）については、期成同盟会を設立して要望活動を行っています。上田圏域の幹線道路の接続については、「上田地域30分交通圏構想」に基づく整備が必要です。</p>	<p>国道18号線（坂城更埴バイパス）等の道路整備の要望、「上田地域30分交通圏構想」による幹線道路、環状道路整備の要望を行います。</p>
4-3-③ 公共交通機関との連携体制	
<p>しなの鉄道㈱、循環バス運行会社と連携し、早期復旧及び臨時運行等の計画をしています。地域交通として、公共交通機関の運行の早期復旧が求められます。</p>	<p>しなの鉄道㈱とは各種協議会で、循環バス運行会社とは公共交通会議等で連携を図りながら、必要な対策を検討していきます。</p>

基本目標 5 流通・経済活動を停滞させないこと



5-1 : サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の麻痺

【背景・想定される事態】
<p>災害等の緊急事態が発生した場合、事業所や事業用資産などが甚大な被害を受けることにより、部品調達、製造、加工などサプライチェーン全体への連鎖的な影響をもたらします。</p> <p>製品や資材等の損失に加えて、取引先やビジネスチャンスの逸失、売上の減少や従業員の雇用維持など、事業の継続に支障をきたすことが想定されます。</p>

【脆弱性の評価（現状と課題）】	【施策（事態を回避するための施策）】
<p>5-1-① 事業所等との連携体制</p>	
<p>事業者が災害などの緊急事態に直面した際、事業継続や早期復旧を行うことを目的として、平時の備えと、緊急時の対応計画が必要です。</p> <p>町内の製造業の支援団体である、さかきテクノセンターと協力し、事業所等との連携体制の構築を推進しています。</p> <p>災害等により影響を受けた事業者が、相談できる体制づくりが必要です。</p>	<p>緊急時に実効性のある「事業継続計画」(BCP)の策定を促進します。</p> <p>庁内に防災対策の相談窓口を設置します。</p> <p>さかきテクノセンターが継続して事業所支援を行えるよう、非常用電源の確保等について、協同し検討を進めます。</p>

5-2 : 食料・飲料水等の安定供給の停滞

【背景・想定される事態】

食料や飲料水等の調達が困難となった場合には、避難所等に緊急用食料等の物資を供給し、分配する必要があります。

【脆弱性の評価（現状と課題）】	【施策（事態を回避するための施策）】
5-2-① 物資等の確保	
<p>災害が長期化した場合、流通事業者の被災や交通の乱れにより、流通活動が停滞し、十分な食料や飲料水等が供給されず、物資不足が生じる可能性があります。</p> <p>災害時に必要と想定する備蓄をしていますが、引き続き適切な備蓄を確保していく必要があります。</p>	<p>町で食料、飲料水等を備蓄するほか、各家庭での備蓄の必要性について啓発します。</p> <p>避難所等の物資不足を生じさせないため、商業団体等に対して要請を行います。</p>
5-2-② 物資の供給体制	
<p>食料や飲料水等の調達した物資を、迅速かつ円滑に、被災者等に供給するために、実効性の高い取組みが求められています。</p>	<p>被災状況を把握し、各避難所等において、自治区、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、必要な物資を避難者及び被災者に迅速かつ円滑に供給できるよう、防災訓練等で実施し備えます。</p>
5-2-③ 民間事業者等との災害時の食料供給等の協定	
<p>食料品等の調達が困難となった事態に備え、民間事業者等と食料供給等の協定を締結し、調達体制の計画をしています。今後さらに調達体制の整備、充実を図る必要があります。</p> <p>民間事業者との災害時の食料供給等の協定締結状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における応急生活物資供給等に関する協定：2協定 ・災害時における飲料水の供給に関する協定：2協定 	<p>民間事業者等と、災害時の食料供給等の協定締結による調達体制の整備、充実を図ります。</p>

基本目標 6 二次的な被害を発生させないこと



6-1 : 土石流、地すべりなど土砂災害による二次災害の発生

【背景・想定される事態】

扇状地の上に住宅地や事業所用地等を造成してきた経緯や、千曲川沿いに事業所が立地している現状を踏まえると、大雨による被害を最小限に食い止めるために、二次災害への備えを怠ってはならないと考えます。

【脆弱性の評価（現状と課題）】

【施策（事態を回避するための施策）】

6-1-① 応急対策工事等の実施体制

町内の建設事業者及び長野県建設業協会更埴支部と、災害時の協定を結んでいます。二次被害を発生させないために、早急な対応を可能とする体制の整備が必要です。

協定を結んでいる町内の建設事業者等と連携し、迅速な工事を行うなど、実効性の高い協定にします。

大規模な被害が発生した場合は、国・県等へ災害応援要請（TEC-FORCEの派遣等）を行います。

※TEC-FORCE…緊急災害対策派遣隊。
国土交通省の各地方整備局の職員が、あらかじめ任命されています。

6-2 : ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生

【背景・想定される事態】

ため池や砂防ダム等の損壊・機能不全により、どのような二次災害が想定されるか、町民や事業者とともに、事前にシミュレーションするなどの必要があると考えます。

特に、ため池については、上下の位置にあるため池どうしが地下水脈でつながっているケースもあり、その下流や周辺は住宅地であることから、注意が必要であると考えます。

【脆弱性の評価（現状と課題）】	【施策（事態を回避するための施策）】
6-2-① ため池の決壊等への対応	
<p>ため池の損壊・決壊については、シミュレーションした結果をハザードマップに掲載し周知を図っていますが、さらに損壊・機能不全による下流での人的・物的被害が発生することも危惧されます。</p> <p>ため池管理者を設定し、改修や点検管理を引き続き行っていく必要があります。</p>	<p>ため池の損壊・機能不全による被害の防止のため、以下の取組みを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ため池の改修の推進 ・ため池カルテの更新 ・行政とため池管理者による緊急連絡体制の構築 ・ため池管理者による巡回・点検・低水管理の実施 ・応急資材の整備 ・ため池ハザードマップの更新、周知 <p>【数値目標】 (R3⇒R7)</p> <p>◆ため池耐震診断件数：現状値 0 件 ⇒目標値 6 件</p>
6-2-② 沢や支流河川等の増水への対応	
<p>沢や支流河川等の溢水により、住宅への浸水、道路が寸断される可能性があります。</p> <p>水防団による応急対応が必要となるため、水防訓練を実施しています。</p>	<p>二次災害発生時は、水防団による巡視、土のうなどによる応急対応を実施します。</p>

6-3 : 有害物質の大規模拡散・流出

【背景・想定される事態】

灯油、農薬等が流失した場合及び危険物施設が被災した場合に備え、応急対策用資材等の備蓄により、被害の拡大防止体制の確立を図る必要があります。

【脆弱性の評価（現状と課題）】

【施策（事態を回避するための施策）】

6-3-① 有害物質による水質汚濁対策

災害により灯油、農薬等が流出し、地下水や河川が汚染される可能性があります。

平時から、県や関係機関と連携し、汚染物質の適正管理、安全基準の遵守などの要請、千曲坂城消防本部との連携による情報収集等を行っています。

発災時は、県や関係機関、千曲坂城消防本部と連携し、対応する必要があります。

水質汚濁防止対策を実施します。

- ・ホームタンクの適正使用、日常点検等についての周知
- ・農薬の適正使用及び保管の指導

県や関係機関と連携し、汚染物質の適正管理、安全基準の遵守などの要請を行い、発災に対応します。

6-4 : 農地・森林等の荒廃

【背景・想定される事態】

農地・森林等が管理されずに放置されると荒廃が進み、隣接農地や森林の経営に影響を及ぼし、就農意欲や森林整備意欲の低下を引き起こすことが考えられます。

【脆弱性の評価（現状と課題）】	【施策（事態を回避するための施策）】
6-4-① 農地・農業用施設の整備	
<p>農地の荒廃、農業用施設の老朽化は、土地の法面の崩壊等の危険性を高め、隣接する施設等を破壊するなど、二次災害が発生する可能性があります。</p> <p>そのため、農業用水路・農道・ため池の維持・管理・更新のほか、農地銀行制度等による農地の荒廃防止、荒廃農地等再生利用補助事業による荒廃農地の再生・解消、各種生産振興補助事業による農地の利活用の推進を行っています。</p> <p>こうした取組みを継続しつつ、農地・農業用施設の更なる維持・整備が求められています。</p>	<p>農業が有する多面的機能を維持・発揮するため、農業者等が共同して取り組む地域活動、地域資源（農地・農道・水路等）の保全活動のための体制づくり、活動への支援を行います。</p> <p>補助制度の活用を促進し、農地を荒廃させない取組みを進めるとともに、農地銀行制度や、荒廃農地等再生利用補助事業により、意欲のある経営者による農地管理・荒廃農地解消を推進します。</p>
6-4-② 森林の整備	
<p>森林の荒廃により、森林が持つ多面的機能が失われ、山腹の崩壊や地すべりなど、山地災害を引き起こす可能性があります。</p> <p>山地災害を事前に防ぐため、保安林指定・治山事業の手続きなどを継続し行っていく必要があります。</p>	<p>林業事業者と連携し、森林整備を推進していくほか、放置された人工林の間伐を行い、健全で山地災害に強い森林を造成していきます。</p> <p>治山事業等により、災害に強い森林づくりを推進します。</p>

6-5 : 避難所等における環境の悪化

【背景・想定される事態】

避難生活が長引いた場合、避難所の衛生面・生活面での良好な水準の確保とともに、乳幼児・高齢者・障がい者・外国人居住者等へのケアなどの充実が必要となります。

【脆弱性の評価（現状と課題）】	【施策（事態を回避するための施策）】
6-5-① 避難場所の安全性向上	
<p>避難所（3小学校）の建築物・非構造部材の耐震化については実施済みであり、継続して安全性向上に取り組む必要があります。</p>	<p>3小学校は、災害発生時に避難所として利用されることから、日常的な利用目的に沿った維持・管理を図るとともに、長寿命化計画により、適切に維持・管理・改修を進めていきます。</p>
6-5-② 避難所等における避難環境の向上（要配慮者への対応など）	
<p>避難所の環境整備のため、段ボールベッドやパーテーションなどの資機材の整備を進めています。</p> <p>避難所でのQOLの低下は、不安感やストレスを増大させる恐れがあるため、避難者が安心して心身を休めることができるよう、可能な限り、快適な避難所とするための環境整備が必要です。</p> <p>要配慮者への専用スペースを確保することが必要です。</p> <p>「安心の蛇口」（上水道）を設置し、増設についても計画しており、マンホールトイレの設置に係る整備も必要です。</p>	<p>避難所における避難環境の向上のため、避難所レイアウトの設定等の定期的な見直しを図ります。</p> <p>感染症対策も含め、段ボールベッドやパーテーションなど資機材の整備を進めます。</p> <p>避難所開設後、要配慮者を把握し、専用のスペースの設置を行います。</p> <p>避難所等における太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入、蓄電池等の整備を推進します。</p> <p>「安心の蛇口」（上水道）の増設、マンホールトイレ設置に係る整備を進めます。</p>
6-5-③ 避難所の運営体制	
<p>大規模災害では、災害対応や職員自身の被災などにより職員の不足が想定されるため、避難者自身が避難所の運営ができるよう、防災訓練の際などに、避難所運営訓練を継続して実施することで対応力の向上を図ることが大切です。</p> <p>避難所運営のための職員向け避難所運営マニュアルの幅広い周知・普及が効果的と思われます。</p>	<p>避難所運営マニュアルの定期的な見直しを行うとともに、職員のスキルアップを図り避難所の運営体制を確立します。</p> <p>避難者自身で避難所の運営ができるよう、防災訓練の際、避難所運営訓練を実施します。</p>

【脆弱性の評価（現状と課題）】	【施策（事態を回避するための施策）】
6-5-④ 感染症等の拡大防止の対応	
<p>生活環境の変化に伴い、避難者の抵抗力の低下など、感染症等のリスクが高まるため、衛生用品の備蓄、避難所運営マニュアルへの記載等、発生や感染拡大を防止する必要があります。</p>	<p>応急医薬品、医療機材、避難所の感染対策用品を含む、衛生用品の備蓄を行います。</p> <p>感染症に配慮した避難所の運営（マスクの着用、手指消毒等による感染予防、対人距離に配慮した避難スペースの配置など）を行います。</p>
6-5-⑤ 避難所での情報収集・通信手段確保	
<p>避難者の安否確認や情報収集のため、スマートフォン等の電源確保・インターネット環境やテレビ視聴環境の整備・公衆無線LANの準備等、避難所での通信環境の整備が必要です。</p>	<p>避難者が利用可能なスマートフォン等の充電器を整備します。</p> <p>公衆無線LAN及びケーブルテレビ回線の整備により、避難者の安否確認等情報収集を行える環境を整備します。</p>

基本目標 7 被災した方々の日常の生活が迅速に戻ることに



7-1: 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【背景・想定される事態】

災害廃棄物の適正な処理は、衛生的環境を確保するだけでなく、早期の復旧・復興を行ううえで重要です。

災害廃棄物の仮設置場の事前選定・確保、災害廃棄物の収集運搬・処理体制の整備を、県や関係機関等と連携しながら進めていく必要があります。

【脆弱性の評価（現状と課題）】	【施策（事態を回避するための施策）】
7-1-① 災害廃棄物処理の対応	
<p>発災後、災害廃棄物が大量に発生することが予想され、迅速な復旧・復興に支障が生じる可能性があります。</p> <p>災害廃棄物への対応については、大量の災害廃棄物の発生に備え、仮置き場の選定など、具体的な処理体制の整備を進める必要があります。</p>	<p>災害廃棄物の処理を、円滑かつ迅速に行うため、災害廃棄物処理計画を策定し、処理体制、広域的な連携・協力等の体制整備を進めます。</p>
7-1-② ごみ焼却施設の適正な維持管理など	
<p>大量に発生する災害廃棄物の処理をするため、ごみ焼却施設等の適正な維持管理が必要です。</p> <p>長野広域連合が運営するごみ焼却施設等の、適正な維持管理を推進していく必要があります。</p>	<p>長野広域連合が運営するごみ焼却施設等の、適正な維持管理を推進します。</p>

7-2 : 道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態

【背景・想定される事態】

被災した道路の啓開等が遅れた場合、資材の供給の遅れや現場作業に支障をきたし、復旧・復興が大幅に遅れることが考えられます。

【脆弱性の評価（現状と課題）】	【施策（事態を回避するための施策）】
7-2-① 道路啓開及び橋梁の通行再開（老朽化対策など）	
<p>老朽化などにより道路・橋梁の損耗^{そんもう}が進むと、被災時に道路啓開及び橋梁の通行再開が遅れることがあります。</p> <p>平時からパトロールを実施し、災害に強い道路・橋梁の整備を順次進めていく必要があります。</p>	<p>平時からパトロールを実施し、災害に強い道路・橋梁の整備を推進します。</p> <p>災害時は、町建設業協会や県と連携し、早期の道路啓開及び橋梁の通行再開を図ります。</p>

7-3 : 倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態

【背景・想定される事態】

被災した住宅等については、速やかに調査等をしたうえで、除却、改修、建築を進め、復旧・復興を図る必要があります。

【脆弱性の評価（現状と課題）】	【施策（事態を回避するための施策）】
7-3-① 地籍調査等の実施	
<p>町総面積 53.64 km²のうち、千曲川・山林・原野を除く 12.54 km²を実施する計画をしています。</p> <p>令和2年度末で 7.80 km² (62.3%) が完了しています。迅速な復旧のためにも地籍調査事業の早期実施が必要です。</p>	<p>地籍調査事業の早期実施にあたって、災害警戒区域等を優先した調査地域を選定し、事業を進めていきます。</p>
7-3-② 被災建築物の調査体制及び罹災証明書等の発行手続き	
<p>大規模災害時には、多くの住宅が被災し、被災者の生活再建支援の手続きのため、罹災証明書等が必要となることが想定されます。住家被害認定調査、罹災証明書の発行を迅速に行う体制整備が求められています。</p>	<p>罹災証明書発行業務を迅速に進めるため、住家被害認定調査に携わる調査員の育成、業務効率、他の地方公共団体等の協力体制などを検討し、体制を整備します。</p>
7-3-③ 仮設住宅の提供体制	
<p>住居の被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、公営住宅等を活用し、住居を提供する必要があります。</p>	<p>利用可能な公営住宅等の把握、必要に応じ賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備します。</p>

7-4: 地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【背景・想定される事態】

これまでの日常生活の激変、避難生活の長期化などにより、地域コミュニティが崩壊することを防ぐため、日ごろから顔の見える近所づきあいや地域活動等の活発化を図るとともに、自主防災組織の立ち上げや活動支援、防災訓練等への参加率の向上を図ることが必要です。

【脆弱性の評価（現状と課題）】	【施策（事態を回避するための施策）】
7-4-① 自主防災組織の活動支援	
<p>各地区（区）でのハザードマップ作成等に町として協力しています。</p> <p>地域コミュニティ、自主防災組織による「自助」「共助」の力を併せた地域ぐるみの防災・減災体制を確立し、地域の防災力を高め、災害時における共助のつながりを維持するため、平時から地域づくり・組織づくりを推進しています。今後さらに地域防災力の向上を図る必要があります。</p>	<p>各地区（区）でのハザードマップ作成等に協力していきます。</p> <p>地域の自主防災組織等と連携し、防災訓練などを通じ住民の防災意識を高めるとともに、地域の支え合いによる、防災・減災体制の強化を図ります。自主防災組織の活動を支援します。</p> <p>地域活動を活性化するため、自治区の自主的な活動への補助を実施し、顔の見える地域づくりを支援します。</p>
7-4-② 民生委員（児童委員）の活動支援	
<p>平時、発災時、避難所設置期、仮設住宅以降の時系列に、民生委員自身が取べき行動を示した災害に備える行動計画を作成し、平時から自主防災組織と連携を図り、共助の取組みを進めています。</p> <p>災害時は、避難生活をしている方全てが不安を抱えている状況となるため、地域住民の相談相手である民生委員の活動は重要です。</p>	<p>地域の自主防災組織等と連携し、防災訓練等を通じ、避難行動要支援者など、支援が必要な方への地域による支え合いの体制づくりのため、民生委員活動の支援をします。</p> <p>避難所での生活をしている方や、在宅避難をしている方の状況を確認し、必要な支援が届くよう、民生委員とともに相談体制を確立します。</p>
7-4-③ 災害ボランティアの受入体制の整備	
<p>復旧作業等では、多くの人手が必要となり、ボランティアによる支援が不可欠となるため、受け入れる体制などの準備が必要です。</p>	<p>ボランティアが活動しやすい環境整備を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの事前登録の推進 ・ボランティア団体や社会福祉協議会との連携強化

IV 計画の推進

IV-1 計画の推進に向けて

本計画を着実に推進していくためには、本町・近隣市町村・県・国の行政機関だけでなく、消防・病院などの関係機関はもとより、広く町民・事業者・各団体などで連携・協力しながら進めていく必要があります。

本計画の実行性・実効性を高め、レジリエンスに富んだ持続可能な町を形成していくために、次の3つを本計画の推進に向けた方針として定めます。

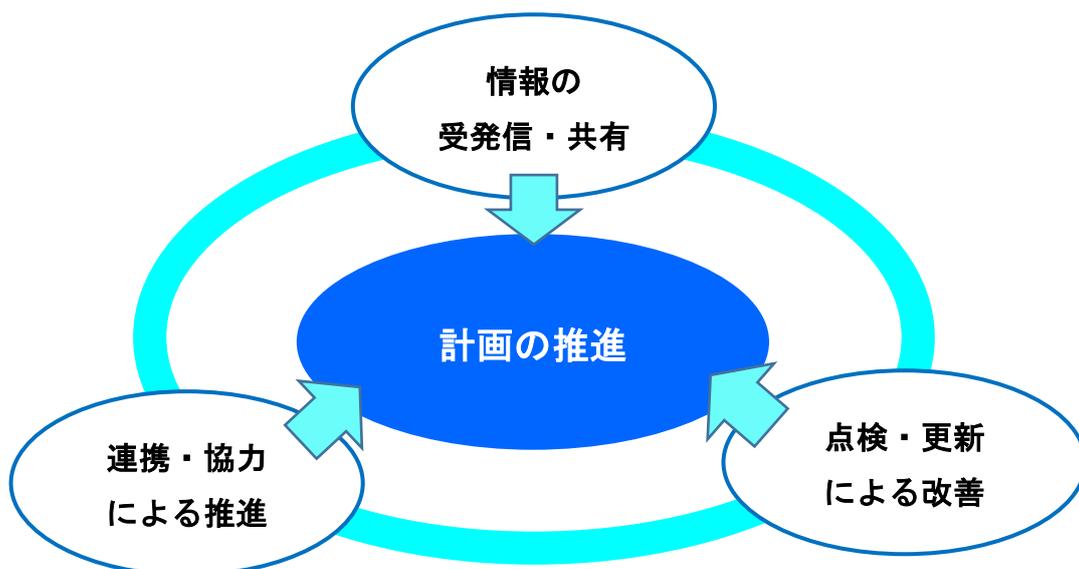
【計画の推進に向けた方針】

- (1) 情報の受発信・共有
- (2) 点検・更新による改善
- (3) 連携・協力による推進

これら3つの方針は、各施策を実施していくための共通の基盤であり、施策を進めていく際の進め方のポイントや実施にあたり目指すべき方向性を示しています。

施策が、何をするか(WHAT)を示しているとするれば、推進に向けたこれら3つの方針は、どのように進めるか(HOW)を表しています。

また、3つの方針は、施策を推進していくための「推進力」でもあり、3つの方針が相互に連動することで、施策の成果を高めていくことを目指します。



(1) 情報の受発信・共有

本計画では、日常の生活や業務とは異なる事態への対応準備が求められています。

必要な情報の受発信や共有を通じて、大規模な災害に対応できる環境を形成し、町民・事業者・行政が連携・協力して取り組める基盤を形成しながら進めていきます。

大規模災害の発生を契機に改正される法制度等への対応や先進的な取組みなども含めて、本町の状況に活用できる情報の収集に努め、町民・事業者とともに共有していきます。

(2) 点検・更新による改善

大規模災害は、ハード面・ソフト面を問わず、弱いところで被害を甚大化させます。

各施策の実施にあたり、点検や更新による改善を意識的に行うことで、マンネリ化等を避け、災害に強い体質の地域や仕組みをつくっていきます。

これまで大きな被害が少なかった本町にあっては、被害想定やそれらへの対応に関する想像力を働かせることで、災害への対応力を日頃から身につけながら進めていきます。

(3) 連携・協力による推進

災害への対応は、地域の構成員全員で協力しながら取り組んでいくことが大切です。

本計画の各施策を、町民や行政、分野や組織といった垣根を越え、横断的に進めていくことで、施策の実現性や成果を高めていきます。

こうした連携・協力による本計画の推進を通じて、地域での日常的なつながりや支え合いを育み、災害に強く豊かで温かいまちづくりへの礎を築いていくことを目指します。

IV－2 計画の評価・見直し

本計画の評価・見直しに際しては、国や県の国土強靱化計画とともに、本町の地域防災計画や総合計画等の関連計画とも連携しながら進めていきます。

また、社会経済情勢の変化、法制度の改正といった要因等も踏まえながら、必要に応じて、見直し等も検討していきます。

こうした進め方により、実施計画や予算等とも調整しつつ、本計画の実行性・実効性が向上するよう、本計画の進行管理を進めていきます。

